

**第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわ
ら及び飼料用植物**

注

- 1 第 12.07 項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サ
フラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第 7 類及び第 20 類
参照）及び第 08.01 項又は第 08.02 項の物品を含まない。
- 2 第 12.08 項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並
びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第
23.04 項から第 23.06 項までの油かすを含まない。
- 3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）
又はルーピンの種は、第 12.09 項の播種用の種とみなす。
もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第 12.09 項には含まない。
(a) 豆及びスイートコーン（第 7 類参照）
(b) 第 9 類の香辛料その他の物品
(c) 穀物（第 10 類参照）
(d) 第 12.01 項から第 12.07 項まで又は第 12.11 項の物品
- 4 第 12.11 項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ロ
ーズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。
もつとも、第 12.11 項には、次の物品を含まない。
(a) 第 30 類の医薬品
(b) 第 33 類の調製香料及び化粧品類
(c) 第 38.08 項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品
- 5 第 12.12 項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。
(a) 第 21.02 項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
(b) 第 30.02 項の培養微生物
(c) 第 31.01 項又は第 31.05 項の肥料

号注

- 1 第 1205.10 号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がそ
の重量の 2 % 未満のものに限る。）及び 1 グラムあたり 30 マイクロモル未満のグルコシ
ノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

備考

- 1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オ
クシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウ
ム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィ
コルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、

種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいたいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしょうこの葉及び花、ごしゅゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゅゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎょうの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゅゆの果実、マグノリア・スプレングェリの花、マグノリア・ビオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオヌルス・シビリクスの葉及び花、れんぎょうの果実並びにロファテルム・シネンセの葉